

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

#### 初診の機能強化について

当院は、地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下の対応を行っております。

患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと

専門医師または専門医療機関への紹介

健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること

保健・福祉サービスに関する相談に応じること

診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供

なお、かかりつけ医機能を有する医療機関等については、都道府県の「医療機能情報提供制度」を利用して検索することができます。

**かかりつけ医**（機能強化加算、地域包括診療加算、医療 DX 推進体制整備加算、一般名処方加算、医療情報所得加算）について

当院はかかりつけ医として、機能強化加算を算定しております。そのため以下の対応をしております。

1. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
2. 保健・福祉サービスに関する相談
3. 訪問診療を行っている患者様への夜間・休日の問い合わせへの対応
4. 必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介

#### 地域包括診療加算について

1. 当クリニックは、健康相談に応じています。
2. 当クリニックは、敷地内禁煙を実施しています。
3. 当クリニックは、介護保険制度の利用等に関わる相談に応じています。
4. 当クリニックは、予防接種に係る相談に応じています。
5. 当クリニックは、在宅医療を実施しています。また、地域包括診療加算を算定する患者さんからの問い合わせに 24 時間対応しています。

#### 医療 DX 推進体制整備加算（デジタル・トランスフォーメーション）について

当院では以下を実施しています。

1. 医師がオンライン資格確認システムにより所得した診療情報を活用して診療を行っております。

2. マイナ保険証の利用など医療 DX の推進を通じて質の高い医療の提供を目指しています。
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスへの取り組みを進めています。

#### 一般名処方加算について

現在一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。よって医薬品に関して特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称を基にした一般名処方（加算）を行う場合があります。一般名処方は有効成分、効能が同じであれば患者様が自由に薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて患者様ご自身の希望を確認される場合があります。一般名処方のメリットは安定供給だけではなく患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択することができ経済的負担が軽くなります。当院では患者様への医薬品が安定して供給されるように取り組んで参ります。ご不明な点等ございましたら遠慮なくご相談ください。

診療報酬改定にて令和 6 年 6 月 1 日より点数が変更されます。  
一般名処方加算 1 7 点 → 10 点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）

一般名処方加算 2 5 点 → 8 点（後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般処方された場合）

#### 医療情報所得加算について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認で得た情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報等）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診察に活用することで、より良い医療の提供に努めて参ります。

マイナ保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 2（初診料算定時）：1 点（月 1 回）

医療情報取得加算 4（再診料算定時）：1 点（3 ヶ月に 1 回）

従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 1（初診料算定時）：3 点（月 1 回）

医療情報取得加算 3（再診料算定時）：2 点（3 ヶ月に 1 回）

### 明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。明細書には、使用した薬剤名や検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、お申し出ください。

### 生活習慣病管理について

当院は、生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有しております。高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とし、『特定疾患管理料』を算定されていた患者さんは、2024年6月から『生活習慣病管理料』へと移行します。患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がございますので、ご協力をお願いいたします。患者さんの状態に応じ、28日以上長期の投薬やリフィル処方箋を発行することが可能です。